

第6次

青梅市総合長期計画

みどりと清流、



基本構想・基本計画

平成25年度—平成34年度

(2013—2022)

【概要版】

歴史と文化、



ふれあいと活力のまち



青梅

ゆめ・うめ・おうめ

青梅市

みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち 青梅

— ゆめ・うめ・おうめ —

第6次青梅市総合長期計画の策定に当たって



青梅市長 竹内 俊夫

暮らしやすさの更なる向上と、まちの発展を目指すまちづくりのビジョンとなる第6次青梅市総合長期計画がまとまり、平成24年12月議会で議決をいただきました。

人口減少社会の到来や超高齢社会の本格化、大災害を契機とする生活や産業のあり方の見直しなどを背景に、青梅市を取り巻く社会環境も、まさに時代の転換点を迎えています。

こうした社会経済の状況を踏まえ、厳しい時代を市全体が一丸となって乗り越えていくための道しるべである総合長期計画を、市民の皆様と共有してまいりたいと考えています。

計画の策定に当たっては、市民と市長との懇談会やパブリック・コメントなど多くの機会を捉え民意の反映に努めるとともに、青梅市総合長期計画審議会の答申を踏まえ、市を挙げて取り組んでまいりました。

計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間で、10年後を見通した「まちの将来像」を、「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち青梅—ゆめ・うめ・おうめ—」といたしました。

青梅市は、都心近郊にありながら、魅力ある豊かな自然資源に恵まれ、歴史・伝統・文化など、後世に伝え、守り、そして生かすべき地域資源を豊富に有しています。また、人と人の心がふれあう温かい地域のコミュニティがあります。

持続的なまちの発展に向け、こうした地域特性を踏まえ、守るべきものと変えていくべきものとの調和を図り、あらゆる世代の人々が「暮らしてみたい」、「暮らし続けたい」と思えるまちを目指していくことが重要であります。

10年後の青梅を見据え、本市のあらゆる行政活動の基本となる最上位計画である総合長期計画を、自律的かつ継続的に経営的観点を持って市政運営を推進するための総合指針として、優れた立地条件、誇るべき地域資源や協働の力を生かしたまちづくり、次代を担う人づくりを一步一步着実に進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり貴重なご意見やご提言をいただきました審議会委員の皆様ならびに青梅市議会、ご協力をいただきましたすべての市民の皆様と関係各位に心から感謝申し上げます。

1 計画の目的

本市では、昭和46(1971)年以来、5次にわたって総合長期計画を策定し、住民福祉の向上のため、あらゆる分野で多岐にわたる施策を推進してきました。

地方分権改革の進展により国から地方へと権限の移譲が進んでいく一方で、連鎖化する世界経済不況への不安、転換期にある日本の人口問題や長引く経済の低迷等の影響による社会保障制度の改変、東日本大震災やこれに起因する原子力発電所事故からの復旧・復興に向けての対応、ひっ迫するエネルギー問題など、自治体のみならず日本全体を取り巻く環境は決して平たんなものではありません。

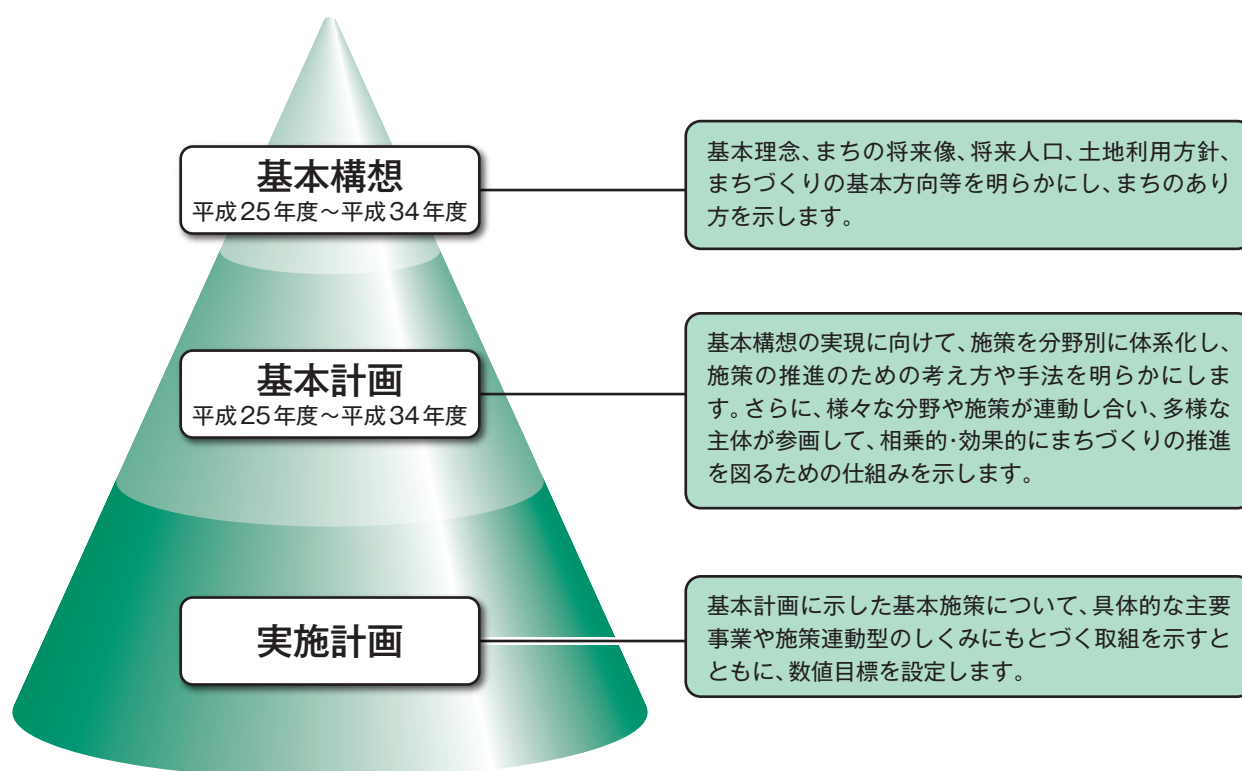
こうした社会情勢、経済動向そして地域の実情を十分に踏まえ、この厳しい時代を市全体が一丸となって乗り越え、暮らしやすさの更なる向上とまちの発展を目指す新たな指針として第6次青梅市総合長期計画を策定します。

2 基本理念

本市を取り巻く社会環境、経済動向、地域ニーズの変化に対応し、厳しい時代を乗り切っていくために3つの基本理念のもと、10年後を見通した将来像を描き、本市が進むべき方向性を定めます。

- (1) 豊かな自然環境の中で快適で文化的な暮らしができるまち
- (2) 人と人の心のふれあいがあるまち
- (3) 安全で安心して暮らせるまち

3 計画の構成と期間



まちの将来像

みどりと清流、歴史と文化、 ふれあいと活力のまち 青梅 — ゆめ・うめ・おうめ —

本市は、みどり豊かな山々と市の花である梅、東西に貫流する多摩川などの美しい清流、脈々と受け継がれてきた歴史や文化といった優れた地域資源に恵まれています。

この豊かな自然環境や歴史・文化を市民は愛し、将来にわたって豊かな自然環境に恵まれたまちを望んでいます。

この魅力ある地域資源を未来へと引き継ぎながら、快適で安全・安心な生活基盤と活気ある産業が整った環境の中で、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、地域コミュニティの中で日頃から心がふれあい、生き生きと元気で活力に満ちたくらしを営むことができるまちを将来像に描き、将来像の実現に向けて、着実な歩みを進めます。

「ゆめ・うめ・おうめ」は、みんなの「ゆめ」が、「うめ」の花として咲き、やがて「青梅」の実として結実し、暮らしやすいまち「青梅市」を築いていこうとする姿勢を表現したものです。

幾多の困難や危機に直面しても、多様な主体が手を取り合って困難に立ち向かい、これをバネにして乗り越え、「うめ」に願いを託し、百花の魁と言われる梅の花のように、暮らしやすい自律都市の「先駆け」を目指します。

土地利用方針

土地は、限りある資源であり、市民生活や各種活動の基盤となるものです。

土地利用に当たっては、長期的な視点に立って地域特性を生かしながら、自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な利用を推進し、有効利用を図り、都市の健全な発展に努めます。

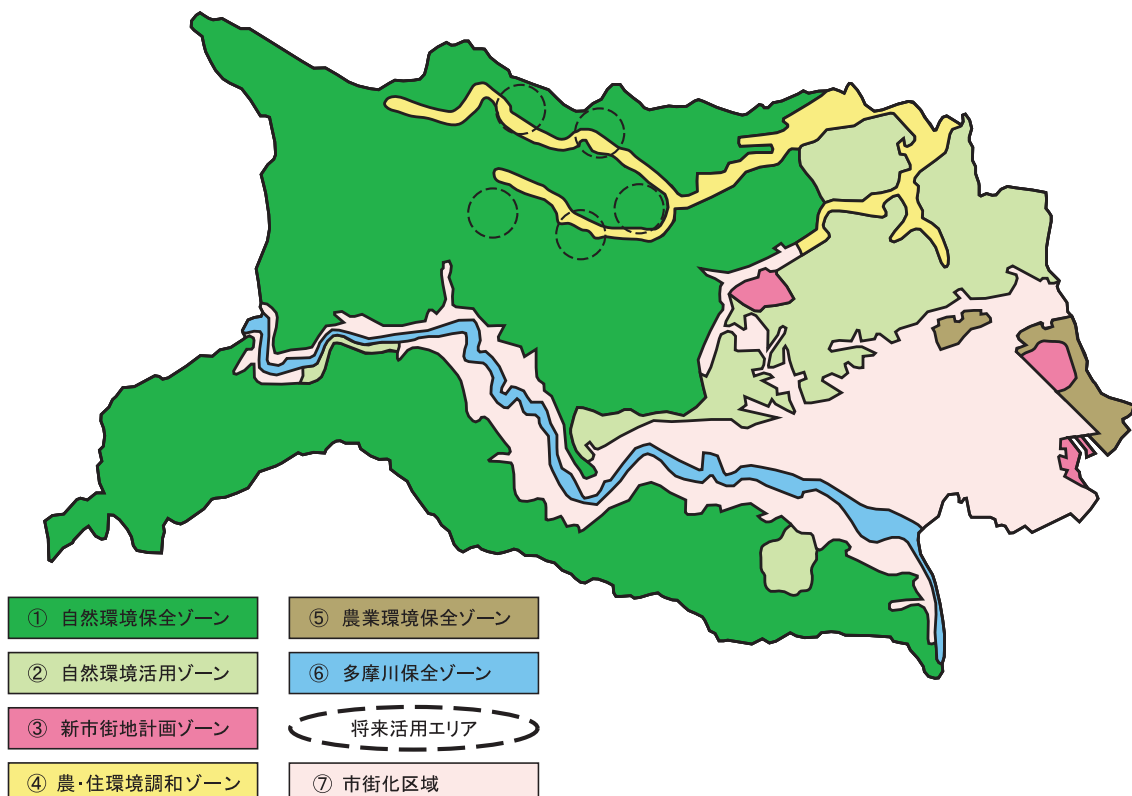
また、森林や農地の多面的機能をより高めていくとともに、地形の特性を踏まえて安全で安心できる市民生活の確保に努めます。

○市街化区域

市街化区域は、市街地として積極的に整備する区域であり、住宅や生活利便施設、産業等の秩序ある土地利用を図ることにより、都市の活力と良好な居住環境を創出します。

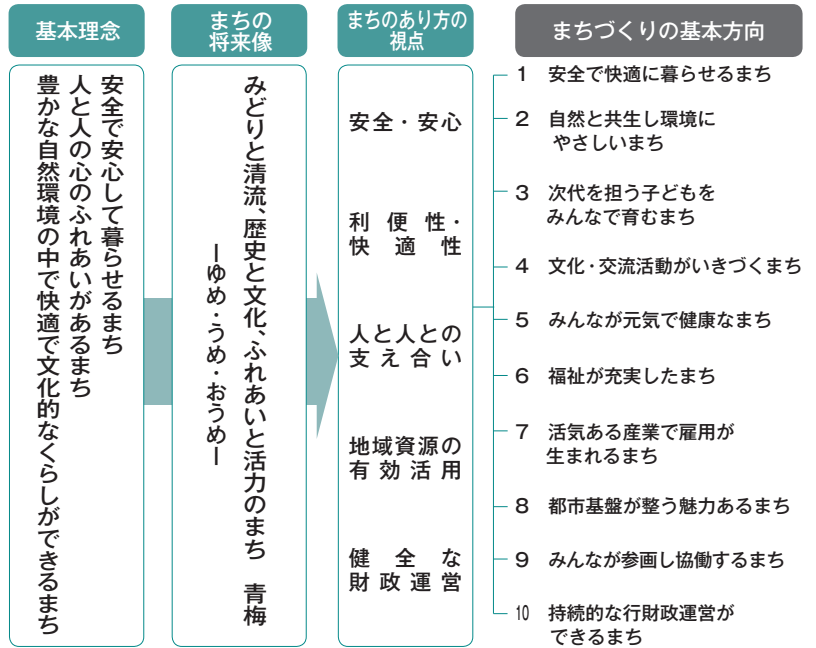
○市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域ですが、これまで青梅市が目指してきた保全と開発の基本方向を継承しつつ、社会環境変化や地域特性などを踏まえ、①自然環境保全ゾーン、②自然環境活用ゾーン、③新市街地計画ゾーン、④農・住環境調和ゾーン、⑤農業環境保全ゾーン、⑥多摩川保全ゾーンの6つのゾーンに区分し、土地利用の調和を図ります。



総合長期計画の体系

第6次青梅市総合長期計画では、基本構想において3つの「基本理念」のもと、5つの「まちのあり方の視点」を持って掲げる「まちづくりの基本方向」として10の柱を示しています。そして、基本計画においては、この柱にもとづいて45の施策分野に区分し、きめ細やかで計画的なまちづくりを進めます。



将来人口と目標人口

本市の人口は、これまで増加を続けてきましたが、平成22(2010)年の国勢調査の結果139,339人と初めて減少に転じました。

また、国勢調査の推移から予測される推計人口は、平成34(2022)年に134,000人程度であると推定されます。年齢構成では、年少人口、生産年齢人口は減少し、老年人口が増加して比率は、30%を超えます。

今後、子育て支援や職住近接のまちづくりを進め、子育て世代の流入やこれに伴う年少人口の増加を図るとともに、基本計画の諸施策の推進により平成34(2022)年の目標人口を138,000人とします。

平成34(2022)年の推計人口および目標人口

(単位：人)

区分	平成22年		推計人口		目標人口	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合
年少人口(0～14歳)	17,992	12.9%	15,006	11.2%	15,600	11.3%
生産年齢人口(15～64歳)	88,933	63.9%	75,606	56.3%	77,800	56.4%
老年人口(65歳以上)	32,250	23.2%	43,632	32.5%	44,600	32.3%
合計	139,339		134,244		138,000	

※平成22年は国勢調査の結果で、合計および割合には年齢不詳者を含んでいます。

財政の見通し

社会経済情勢が流動的な状況にあって、地方財政制度の先行きが不透明な中、将来の財政収支を正確に見通すことは難しい面もありますが、本計画にもとづく計画的なまちづくりを見据えた財政運営を推進するため、財政見通しを策定しました。

基本的な条件としては、現行の行財政制度を前提とし、過去の実績および現状、将来人口の動向等を踏まえて推計したものです。原則として、将来的な制度改革などに伴う変動要因等は算入しないこととします。

各年度の予算編成については、今後の経済動向や地方財政計画などを踏まえ、調整し対応していきます。

財源不足の対応については、まちづくりの進展による税収増加を図るなど自主財源や特定財源の確保に努めるとともに、「青梅市行財政改革推進プラン」にもとづき、行財政全般にわたる見直しを行い、効率的な行財政システムの確立などによる経費の削減を図り対応します。

平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間の財政見通し
(単位：億円)

歳入		歳出		財源過不足	
市税	979	人件費	334		
国庫支出金	390	扶助費	785		
都支支出金	302	公債費	159		
諸収入	21	投資的経費	139		
市債	133	繰出金	325		
その他	542	その他	677		
合計	2,367	合計	2,419	△ 52	

平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間の財政見通し
(単位：億円)

歳入		歳出		財源過不足	
市税	942	人件費	318		
国庫支出金	409	扶助費	840		
都支支出金	300	公債費	172		
諸収入	18	投資的経費	73		
市債	116	繰出金	379		
その他	594	その他	669		
合計	2,379	合計	2,451	△ 72	

まちづくりの基本方向と基本施策



1 安全で快適に暮らせるまち

市民の安全な生活を守るため、あらゆる災害や危機に対する被害想定を改め、防災、消防、防疫対策の充実、危機管理体制の強化を図ります。

快適な市民生活に向けて、住宅の耐震化や公園施設の整備などを推進していきます。

市民の現状を的確に把握し、高齢者をはじめとする生活弱者などへの対応については、様々な方面から取組を進めていきます。

市民生活が安心して営めるよう防犯に対する対策の推進や交通安全対策、消費者被害の防止などに取り組みます。

1 防災・消防

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災などの大規模な自然災害を教訓に、地震や土砂災害をはじめ、あらゆる災害から市民の生命、身体および財産を守るため、「青梅市地域防災計画」の抜本的な見直しを行います。

市民が安全な生活を送れるよう、防災体制・消防体制の強化、救急・救助体制の充実を図ります。

また、市民や企業等に対して自助・共助・公助の役割認識の浸透や防災意識の向上、耐震化の促進等を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

- 危機管理体制の整備
- 災害応急対策の充実
- 消防体制の充実
- 市民の防災意識高揚に向けた取組の強化
- 災害に強いまちづくり

2 交通安全

交通事故の減少に向け、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「青梅市交通安全計画」にもとづき、青梅警察署や青梅交通安全協会などの関係機関と協力し、交通安全意識の向上や交通安全教育の充実、高齢者対策などを図ります。

また、交通安全施設の点検・改修など安全で円滑な交通環境の整備を推進します。

- 交通安全意識の高揚と交通安全知識の普及・啓発
- 交通安全対策の充実
- 放置自転車対策の推進

3 防犯・消費者保護

犯罪のない明るい住みよいまちを目指して、青梅警察署や青梅防犯協会などの関係機関と連携し、犯罪を未然に防ぐ取組を進めるとともに、地域の自主防犯組織などへの活動支援や防犯体制の強化を推進します。

また、安心して消費生活ができるよう、特に高齢者向けの啓発活動の充実と消費者保護体制の強化を図ります。

- 防犯体制の強化
- 消費者意識高揚に向けた取組の強化
- 消費者相談の充実

4 住宅

快適で安全な居住空間で、誰もが心豊かに生き生きと、自然と共に暮らす魅力あるまちづくりを目指し、総合的・計画的な住宅施策を進めます。

多様化する社会情勢の中で、定住人口の確保や誰もが安心して住み続けられるまちとなるよう、行政と事業者等が連携する体制を構築するとともに、空き家対策にも取り組みます。

また、地震による住宅の倒壊等を未然に防止するため、耐震化の促進を図ります。

市営住宅については、耐震化の推進と効率的な管理・運営に努めます。

- 快適で安全な住環境の確保
- 新たな住宅施策の推進

5 公園・緑地

生活の憩いの場、防災、観光資源などの多面性をもつ公園の機能確保や施設・設備の充実、崖線緑地や平地林の保全・整備を図ります。

また、「青梅の森」を中心とした緑地の保全・整備や公園施設の計画的な維持管理を推進します。

市民、事業者、行政など多様な主体による緑化の推進を図ります。

- 公園・緑地の整備・管理
- 緑地の保全・緑化の推進
- 「青梅の森」の整備





2 自然と共生し環境にやさしいまち

本市の地域資源である緑豊かな森林や、市を東西に貫流する多摩川をはじめとする河川の清流などを守るため、公害の防止など環境の保全に努めるとともに、地球環境に配慮した取組を進めていきます。

また、森林・河川を保護し、その機能や植生を利用して、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収、自然とのふれあいの場など、市民生活に生かすための整備に取り組みます。

市民一人ひとりをはじめ団体や企業に対して、ごみの減量、再資源化などの4R（ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）、ごみの発生源となるものの受け入れを断る（リフューズ））に対する意識の高揚を図るとともに、環境美化活動の推進を図っていきます。

また、エネルギー供給源の一極集中を回避するため、再生可能エネルギーや新たなエネルギー供給システムの導入に関する取組を進めていきます。

1 森林

健全な森林を維持し、森林の多面的・公益的な機能を発揮するため、林産品の活用を拡大するとともに、民有林を中心とした森林の保全、適正な管理や整備を推進します。

また、企業との連携や、ボランティアなどによる市民参加型の森林づくりを推進し、将来を展望した長期的な森づくりを進めます。

- 森林の再生・整備
- 市民参加型の森づくり

2 水辺環境

河川やその周辺区域を水に親しむ空間として活用するため、周辺環境整備の促進を図るとともに、生態系の保全に努めます。

親水事業については、市民団体などと連携し、施策を検討・実施するとともに、ボランティア団体等への支援を行います。

- 水辺環境の保全・整備
- 親水事業の充実



3 生活環境

快適な生活環境の確保、美しいまちの維持に向けて、市民・団体・事業者などと連携し、ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止するなどの活動を推進するとともに、不法投棄の防止に努めます。

また、環境調査などにより、生活環境の保全、公害の未然防止を図ります。

市民斎場や市営墓地等については、適切な整備を図り、施設の維持管理に努めます。

- 生活環境の維持・向上
- 公害防止体制の推進
- 市民斎場等公共施設の維持管理

4 循環型社会

「青梅市環境基本計画」にもとづき、環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会をつくるため、市民・事業者・行政の協働のもと、4Rの推進、ごみの減量、分別の徹底による再資源化などの取組を推進します。

ごみ処理施設の計画的な整備を図るとともに、周辺自治体との連携による、より経済的・効率的な収集・処理方法の検討を行います。

地球温暖化対策、エネルギー対策として、再生可能エネルギーの導入を促進します。

- ごみの減量化の推進
- ごみ処理体制の整備
- 再生可能エネルギー施策への取組
- 地球温暖化対策の推進



3 次代を担う子どもをみんなで育むまち

多様化する保育ニーズに対応するとともに、地域や多世代・異年齢交流の促進、相談機能等の充実を図るなど、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めていきます。

子どもたちが道徳心や学力・体力を育み、郷土を愛する創造性豊かな人間として成長できるよう、家庭、学校、地域が連携し、青梅の良さを生かした地域に根ざした教育の充実、推進を図っていきます。

1 子育て支援

全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、幼稚園教育を推進します。

また、子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。

- 計画の推進と制度改正への対応
- 子育て支援の充実
- 保育サービスの充実
- 幼稚園教育の推進
- 子どもの安全・安心な居場所づくり

2 家庭教育

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心のよりどころとなるものです。

子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどの基礎を身に付ける役割を果たす家庭教育の向上を目指し、学習機会の提供や啓発活動を推進します。

また、家庭、学校および地域などと連携した子育て環境づくりの支援を図ります。

- 家庭教育への支援
- 幼児期の教育支援



3 学校教育

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを目指し、教職員の資質・能力の向上や基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、家庭・学校・地域が連携し、青梅の伝統や文化を生かした地域に根ざした教育を推進します。

また、小・中学校の9年間を通じた一貫性のある切れ目のない教育を推進し、児童・生徒間の多様な関わり合いの中で豊かな人間性や社会性を育む教育を目指します。

さらに、安全・安心で地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえ、学校規模の適正化を検討します。

- 学力・体力の向上
- 心の教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 教育環境の充実
- 教職員の資質・能力の向上
- 施設の整備・活用
- 学校給食の充実

4 青少年活動

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域社会の一員として心身共に健やかに成長することを目指し、家庭、学校、地域および関係機関との連携のもと、青少年活動への支援を図ります。

- 青少年の体験活動の充実
- 青少年リーダーの育成
- 青少年の健全育成環境の確保





4 文化・交流活動がいきづくまち

誰もが生涯にわたって、学び、楽しみ、その成果が地域に生かせる取組を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現を目指します。

豊かな自然に包まれた青梅の歴史・文化・伝統を学び、郷土の誇りを育む施策を推進します。

市民一人ひとりが必要とする様々な図書資料や情報の提供に努めます。

体力、運動能力の向上、健康の保持増進などに向けて、市民が生涯にわたり、各ライフステージに応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会や施設の整備などを進めます。

地域間交流を通じて相互の文化交流や地域活性化を図るとともに、国際交流を通じて国際理解と国際感覚を育む機会づくりに努めます。

1 生涯学習

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「ともに学んで生きるまち」の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でもが学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進を図ります。

また、学習成果の総合的な発表の場や生涯学習の基盤となる施設の整備を図ります。

- 生涯学習推進体制の整備
- 生涯学習の環境整備

2 歴史・文化・芸術

市民一人ひとりが自らの暮らすまちの歴史や文化を理解し、郷土を愛し、誇りをもって生活することができる心豊かな文化の香り高いまちを目指し、地域の文化財の保護・保存に努めるとともに、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民誰もが参加し触れることができる機会の充実を図ります。

また、文化芸術活動の拠点となる施設の整備を図ります。

- 文化遺産の魅力を生かしたまちづくりの推進
- アートによるまちづくりの推進
- 市民文化・芸術活動の振興
- 文化芸術活動拠点施設のあり方の再構築

3 図書館

図書館は幅広い分野の図書や視聴覚資料等の収集・整理・保存を行い、市民が必要とする様々な資料や情報を提供することにより、生涯学習をはじめとする情報交流拠点施設として、利用者に応じたサービスを提供します。

また、本市の歴史を未来に伝えるため、地域資料や行政資料の収集等に努めます。

さらに、中央図書館と分館との役割を明確化し一体的な運用を図るとともに、特色のある図書館づくりを推進します。

- 図書館資料の充実
- 図書館サービスの充実
- 子どもの読書活動の支援
- 図書館ネットワークの充実
- 運営方法等の検討

4 スポーツ・レクリエーション

「スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができるまち」の実現を目指し、スポーツ・レクリエーションの活動の機会や場所を提供することにより、市民の健康維持・増進に努めます。

また、既存体育施設のあり方について検討するとともに、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、各体育施設の適切な運営や維持管理に努めることにより、スポーツの推進を図ります。

- 青梅市スポーツ推進計画の策定と施策の推進
- 体育施設の整備と管理運営の充実

5 都市間交流

国際交流・地域間交流を行うことにより、異なった習慣や文化を相互に理解し、相手の立場を認める心が育まれる社会の実現を目指します。

姉妹都市であるドイツ・ポツバルト市との交流を深めていくとともに、市内の国際交流活動を行っている団体を支援することにより、市民が主体となった国際交流の充実を図ります。

また、杉並区をはじめとする多くの自治体との交流を活性化し、青梅の魅力を積極的に発信するなど相互交流の拡大を図ります。

- 国際交流の促進
- 地域間交流の促進





5 みんなが元気で健康なまち

みんなが元気で健康なまちを目指し、市民への健康に対する意識の啓発や生涯を通じた健康づくりの取組を推進します。

市立総合病院では、地域に信頼される良質で高度な医療サービスを提供します。また、民間の病院・診療所などの関係機関との連携を強化し、地域で適切な医療を受けることができる体制を確保していきます。

1 予防・健康づくり

市民一人ひとりが、元気で健康に生活していくために、健康づくりの普及啓発を図り、自主的な健康づくりを支援します。

また、生活習慣病の予防のため各種検診や相談事業などの保健サービスの充実に努めます。

さらに、健康づくりの基礎となる食習慣の重要性を伝え、食意識の向上を図りながら、食育を推進します。

- 健康づくりの充実
- 保健サービスの充実
- 食育の推進

2 医療体制・市立総合病院経営

高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、各関係機関と連携を図りながら、地域が必要とし、地域の実情にあった医療を安全に提供する体制の強化を図ります。

市立総合病院では、市内における基幹病院として、また、西多摩地域の中核病院として、機能の明確化を図り、地域の医療機関との相互の連携を強化しながら、更なる健全経営に取り組みます。

高度化・多様化する医療ニーズや地域の医療水準の向上に対応した建替えへの取組を進めます。

- 地域医療体制の充実
- 救急医療体制の充実
- 市立総合病院の経営



保健指導（健康のつどい）



休日・平日夜間診療



食育活動（親子クッキング）





6 福祉が充実したまち

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、元気に暮らすことができる環境づくりや、障害者が地域と共に自立した生活を送れる「共生のまちづくり」を目指します。また、利用者である高齢者や障害者、その家族が求める介護・福祉サービスの質の維持や向上などの施策を推進します。

市民への福祉意識の啓発と地域活動を促進するとともに、関係機関との連携を図っていきます。

社会保険制度は相互扶助であることから、国民健康保険や介護保険については、給付と負担のバランスを配慮した健全な運営に努めます。

1 地域福祉

全ての市民が住み慣れた地域の中で、安心して生き生きと健康に暮らし続けられるよう、市民一人ひとりの福祉意識を高め、青梅市の地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動、ボランティア活動の支援などを推進するとともに、青梅市社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

認知症高齢者などの権利を擁護するため、成年後見制度などの周知および啓発活動を推進します。

また、福祉施設等の配置については、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」の見直しを適時行い対応します。

- 福祉意識の向上
- 地域福祉活動の促進
- 権利擁護の推進
- 人にやさしいまちづくりの推進

2 高齢者福祉

高齢者が元気でいきがいを持ち、住み慣れた地域で、安全に暮らせるよう、健康づくりや就労、生涯学習、社会参加活動の取組を促進するとともに、相互連携を強化します。

また、福祉・介護保険サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携し、日常の見守り体制や災害時の支援体制など、地域全体で高齢者を支える体制の強化を図ります。

- 元気高齢者のいきがいくりの促進
- 介護予防・生活支援サービスの充実
- 地域における支援体制の充実

3 障害者福祉

障害者が社会の一員として、住み慣れた地域で、安心して生活を送るために、ノーマライゼーションの普及に努め、青梅市障がい者サポートセンターなどによる相談支援体制、障害者のニーズに対応した必要なサービスが提供できる障害福祉サービスなどの充実を図ります。

また、障害者の自立した生活や社会活動への参加を支援するとともに、関係機関との連携を図りながら、就労支援に努め、誰もがその人らしく暮らせる共生のまちづくりを進めます。

- 計画の推進・策定
- 自立生活の支援
- 社会参加の促進

4 ひとり親福祉

ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立を促進するため、子育て、教育、就労などを支援するための相談体制の充実を図ります。また、関係機関との連携による就労支援体制などの充実を図り、安心して働ける環境づくりに努めます。

- 自立への支援
- 相談・連携体制の充実

5 生活保護

生活に困窮した市民に対する生活保護に関する様々な相談や必要とする福祉施策などを活用するために、実施体制を強化し、適正な実施に努めます。また、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた施策を推進します。

- 実施体制の充実と適正実施
- 生活自立への支援

6 社会保障

国民健康保険制度については、適正な保険税の賦課と収納率の向上を図るとともに、健康増進、特定健康診査・特定保健指導の推進、ジェネリック医薬品の利用を促進するなどにより、医療費の抑制を図り、健全な運営に努めます。

後期高齢者医療制度については、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑で安定的な制度運営に努めるとともに、新たな法制度に移行された場合には、迅速に対応します。

介護保険制度については、住み慣れた地域で、安心して、介護サービスや介護予防サービスを受けられるよう、サービスの提供基盤の充実を図りながら、健全な運営に努めます。

国民年金制度については、関係機関との連携に努めるとともに、制度の意義や役割などの普及啓発を図ります。

- 国民健康保険制度の健全運営
- 後期高齢者医療制度の健全運営
- 介護保険制度の健全運営
- 国民年金制度の啓発・周知

7 活気ある産業で雇用が生まれるまち



まちのにぎわいを創出する商店街の魅力向上や産業構造の多様化に対応した中小企業の基盤強化などを支援し、商工業の振興を図るとともに、新たな産業の育成、企業の誘致を進め、地域経済の活性化と市民の安定的な雇用の確保に努めます。

自然や歴史・文化などの豊かな地域資源を生かし、多様化する観光ニーズに応じていきます。

農地や森林の持つ多面的な機能にも留意し、農林業における担い手の育成や、経営の効率化・多角化の支援、魅力ある地産地消の推進を図っていきます。

1 農業・林業

経営感覚に優れた意欲ある農業従事者の育成・確保を図るとともに、経営基盤の強化を支援します。また、地域特性と市場に近接している有利性を生かした農業施策の拡充を図り、安全で新鮮な農畜産物の地産地消を促進します。

ウメ輪紋ウイルスからの早期克服を進め、2次・3次産業と連携した地域ビジネスの展開を推進します。

林業については、各種団体や関係機関と協力し、基盤整備や利用促進に努めます。

市民が農業や林業に親しみ、ふれあえる環境を整え、市民の理解を深めるとともに、農地や森林が持つ土砂災害の防止や生物多様性の維持など多面的・公益的な機能の保全に努めます。

- 安全で多彩な農業生産の推進
- 広範な担い手の育成
- 生産の基本となる農地の保全
- 魅力ある地産地消の推進
- ふれあい農業の推進
- 林業の振興

2 工業

中小企業の経営基盤の強化や高度技術の開発、新規分野への進出などに対し、企業のニーズに応じたきめ細やかな支援を図ります。

融資制度の充実に努め、経営基盤が不安定な中小企業の経営安定化を図ります。

また、青梅商工会議所とともに、企業や団体による連携を促進し、地域の持つ潜在能力を発揮させていきます。

- 経営基盤の強化
- 経営の支援
- 企業連携の促進

3 商業

市民の日常生活を支える各地域における商店街の取組を支援するとともに、まちの活性化と人の交流を促進する商店街振興に努めます。

特に中心市街地においては、青梅らしい雰囲気をもつ、住民と利用者のニーズに応じた街なみ再生を促進し、活気ある商店街を目指します。

また、訪れて楽しい、ぶらりと散策ができる観光商業を振興し、商店街の活性化を推進します。

- 商店街活性化の支援
- 観光商業の振興

4 新産業

豊かな自然に恵まれ、都市基盤の整備が進んだ都心近郊の好立地を生かし、「青梅市企業誘致条例」を有効に活用することで、優良企業の立地を進め、地域経済の活性化と市民の安定的な雇用の確保に努めます。特に、学術研究機関や企業の研究開発部門などの誘致を進めるとともに、起業やベンチャー企業の支援を積極的に行い、地域産業の高度化や多様化を図ります。

また、再生可能エネルギーや高齢化などの社会問題に対応する次世代産業を育成し、地域雇用を創出するとともに、地域に必要とされるサービスの充実・向上に努めます。

- 企業の誘致
- 研究拠点・新規分野の集積
- 次世代産業の育成

5 観光

本市の自然や歴史的、文化的観光資源だけでなく、新たな観光資源の発掘・開発に努め、魅力を高めるとともに、インターネットなども活用した情報発信・情報提供を行い、滞在・回遊型観光の振興を図ります。

特に、本市の代表的な観光地である吉野梅郷地区については、幅広く関係者との連携・協力を更に進め、「青梅市梅の里再生計画」にもとづいた新たな梅の里として、ウメ輪紋ウイルス被害からの早期の再生・復興を推進します。

青梅市観光協会や交通事業者などによるイベントに積極的に協力するとともに、ボランティアガイドの育成や農業などの他分野との連携を図り、観光客をもてなす体制の充実を図ります。

- 観光施設・観光情報の充実
- 観光資源の創出

6 雇用

ハローワーク青梅や青梅商工会議所などの関係機関と連携し、社会経済状況や本市の特性を的確に捉えた就労支援対策や就労機会の拡充を図ります。

また、地元企業や関係機関と協力し、若年者をはじめ女性や高齢者、障害者などが安心して働き続けられるよう、福利厚生 の充実や育児・介護休業制度の普及などを促進していきます。

- 雇用の促進
- 勤労者福祉の充実

8 都市基盤が整う魅力あるまち



中心市街地に集積した商業・業務・居住などの諸機能を活用し、更なる都市の魅力の向上、にぎわいの醸成を図り、特色ある地域拠点の形成に努めます。

鉄道駅やインターチェンジ周辺などにおいて、優れた立地条件を生かした整備を推進します。

幹線道路の整備を推進し、災害時にも機能する道路ネットワークを構築するとともに、安全で人にやさしい生活道路の整備を進めます。また、地域特性や利用者ニーズを生かした、誰にでも使いやすく、きめ細やかな公共交通の充実にも努めます。

誇りと愛着の持てる、美しく優れた景観を持つまちづくりを進めます。

公共下水道、合併処理浄化槽の整備の推進による全市水洗化や、電気、水道などのライフラインの安定供給を促進し、より良質な都市生活を実現します。

1 都市形成

都市の活力と自然の豊かさとの適切なバランスがとれた計画的な土地利用を促進し、住みたい、住み続けたいまちづくりを推進します。電気、水道などのライフラインの安定供給を促進するなど都市施設や都市機能の充実を図り、良質な都市基盤の整った都市生活の実現に努めます。

中心市街地では、業務、商業、文化、医療などの機能集積を複層的に活用し、新たな魅力とにぎわいを形成するとともに、地域特性や交通利便性を生かした新たな広域的機能展開を図っていきます。

無秩序な開発・利用を抑制し、豊かな自然や良好な住環境を保全していきます。

- 計画的な土地利用の促進
- 機能集積の促進

2 道路

圏央道や国道、都道の整備を促進し、連絡性の向上と機能的な活動を支える広域的な道路ネットワークの構築に努めます。

また、市道では、安全性の向上や災害に強いまちづくりの実現、人にやさしい道路環境づくりを進めるため、拡幅や歩車道分離などの整備を進めるとともに、道路や橋りょうなどを計画的かつ予防的に補修・修繕し長寿命化を図ります。

- 幹線道路網の整備促進
- 市道の整備
- 道路の維持管理

3 公共交通

市民や交通事業者など多様な関係者で構成する青梅市公共交通協議会において、誰でもいつでも気軽に利用できる公共交通システムの構築を図ります。

鉄道については、近隣自治体とも連携し、運行本数の増加による輸送力の強化や駅舎、ホームなどの駅施設の改善を要請します。

バスやタクシーなどについては、身近で日常的な交通機関として、地域特性を踏まえた市民の足となるよう路線の充実や再編、配車サービスの充実などを推進します。

- 公共交通網の検討
- 幹線交通の充実
- 地域交通の充実

4 下水道

生活環境の向上と河川等の水質保全などを図るため、公共下水道汚水事業および合併処理浄化槽整備事業を計画的、効率的に進め、全市水洗化を目指します。老朽化が進む施設については予防保全型の維持管理を行うとともに、計画的、効率的に更新を行います。また、下水道使用料の適正化を図り、経営健全化を更に進めます。

雨水については、浸水被害の予防と地下水のかん養などを図るため、雨水浸透施設の設置を促進します。

- 汚水施設の整備
- 汚水施設の維持管理
- 雨水対策の充実

5 河川・砂防

市民や国、東京都と協調し、安全で潤いのある豊かな河川づくりを進めます。

また、河川管理者間で連携し、自然環境や親水性に配慮しつつ、河川整備を進め、治水機能を高めます。

土砂災害から市民の生命とくらしを守るため、国・都が行う災害防止対策を促進します。

- 河川の整備促進
- 治水対策の充実
- 土砂災害の防止

6 都市景観

市民、事業者、行政が協調・連携し、魅力ある固有の景観を守り、育て、愛着や誇りを培う美しい風景都市・青梅を目指します。特に、豊かな自然を持つ多摩川沿い地区や身近に歴史・文化を伝える青梅駅周辺地区では、積極的に景観整備と修景を進めます。

また、公共空間の整備においては、景観に配慮した取組を進め、まちの良好な景観づくりを進めます。

- 自然景観の保全
- 街なみ景観の保全・創出
- 協調・連携による景観づくり



9 みんなが参画し協働するまち

まちづくりに対する市民の理解と情報の共有化を図り、市民のまちづくりへの参画を推進します。また、NPOやボランティア、企業などと連携・協働して諸課題に対してきめ細やかに取り組んでいきます。

また、地域の力を育み、日頃から人と人の心のふれあいを促進するため、自治会を中心とした地域コミュニティを支える地域活動を支援するとともに、市民センターを地域の中心的拠点として機能強化を図ります。

市民が互いに尊重し、認め合う社会の実現のため、人権、平和、男女平等参画の取組を進めます。

1 市民参画・協働

市民と行政とが共に協力・連携をしながら、市民参画によるまちづくりを進めます。推進に当たっては、行政情報の的確かつ迅速な発信、市民意見の把握および反映に努め、双方向のコミュニケーションを図り、市民のまちづくりへの参画や協働に対する関心を高めていきます。

市民活動団体等の活性化のための取組を支援します。また、行政と市民活動団体等とがそれぞれの特性を生かした連携・協働によるまちづくりを推進します。さらに、協働の機会の創出、市民の提案を受け入れる体制の充実を図ります。

自治会を中心とした地域コミュニティを支える地域活動が更に活性化するように支援し、市民センター機能の強化を図り、市民同士が世代を超えて支え合い、地域コミュニティが活発で日頃から心のふれあいがある地域づくりを促進します。

- 市民意見の把握とまちづくり情報の共有
- 市民活動の活性化促進
- 地域コミュニティ活動の支援
- 市民センター機能の多様化



若者カフェ

2 人権・平和

市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深めることができるよう、各種啓発活動に取り組み、人権啓発を推進するとともに、人権侵害に対する問題の早期解決に向けて関係機関や団体との連携を強化し、人権問題に関する相談・支援の充実に努めます。

また、戦争を知らない若い世代をはじめ、全ての人が平和の尊さを感じながら、幸せに豊かに暮らすことができるよう、世界連邦運動協会青梅支部等と連携し、平和事業の充実を図り、平和意識の高揚を図ります。

- 人権啓発活動の充実
- 平和意識の高揚

3 男女平等参画

男女が性別にかかわらず、自立した個人としてその能力や個性が十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女平等意識の啓発をはじめ、様々な分野における男女平等参画の推進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活環境の整備、配偶者等からの暴力の防止に努め、男女平等参画社会の環境整備を進めます。

- 施策の総合的な推進
- 推進体制の充実





10 持続的な行財政運営ができるまち

行政課題や市民ニーズは多様化・高度化しており、既成概念に捉われない行財政改革の推進や職員的能力向上による市民サービスの向上に努め、近隣市町村との連携を強化して課題に取り組むなど、的確かつ効果的に施策を推進していきます。

情報通信技術の特性を生かし、市民生活や地域活性化に向けて効果的な情報活用を図るとともに、誰もが適切に情報を得られる環境づくりを進めます。

厳しさが増す財政状況を踏まえ、既存公共施設の保全や運用については適切な対応を図ります。また、歳入の確保に徹底して取り組み、歳出は、真に必要なサービスを見極め、費用対効果を高めていくなど、持続的で健全な財政の確立を目指し、行政経営に取り組めます。

収益事業は、経営改善に継続して取り組み、収益の確保に努めます。

1 行政運営

限られた財源の中で、社会経済状況の変化や、多様化し高度化する市民ニーズに対応し、より良い行政サービスを提供していきます。市役所は、地域の主要なサービス業のひとつであるという認識のもと、市民の視点に立った接遇向上に努めます。また、効果的で効率的な行政運営や時代の変化に即応した政策形成に向け、人材の育成を図ります。

近隣市町村等との積極的な連携や機能分担により、共通する様々な行政課題に取り組んでいきます。

- 効率的な行政運営の推進
- 人材の育成・確保・活用
- 広域行政の推進

2 情報推進・活用

行政サービスの更なる充実や、高度化する行政事務を効率的に処理するため、ICT環境の最適化を進め、効果的な情報化の推進・活用を図ります。また、高度情報通信ネットワーク社会における情報流通を災害対策や行政情報、本市の魅力を内外に発信する手段として活用します。

情報の推進・活用に当たっては、目的達成のためのひとつの手段という考え方を重視し、情報通信技術に偏重することなく、あらゆる人々が情報を享受できるよう、情報発信の工夫に努めます。

情報の活用においては、情報セキュリティ体制や機能の強化を図っていきます。

- ICT環境の最適化
- 情報化の推進・活用・対策

3 公共施設保全・整備

既存公共施設の保全、維持、管理を計画的に行い、優先度を見極めながら課題を検証しつつ、効果的・効率的な対策により、施設の保全・運用の最適化を図ります。また、統廃合を含む施設配置のあり方を検討していきます。

施設の修繕・改修に当たっては、再生可能エネルギーを導入するなど環境に配慮しつつ、バリアフリー化による安全で安心できる整備を進めます。

- 公共建築物の保全・運用の最適化

4 健全財政

身の丈に合わせた健全な財政運営の確立を目指し、自主財源の確保に努め、受益者負担の適正化を図ります。今後も増え続けることが見込まれる社会保障費の財源については、国や東京都に適正な措置を講じるよう要請していきます。また、事務事業の不断の見直しや、新たな時代に即した効果的な事業の選択などにより歳出削減に全力で取り組みます。

競艇事業については、引き続き経営改善に取り組む、収益の確保に努めます。

- 身の丈に合った財政運営の確立
- 競艇事業収益の確保
- 財政見直し



基本構想・基本計画推進のために

■施策連動型のしくみ

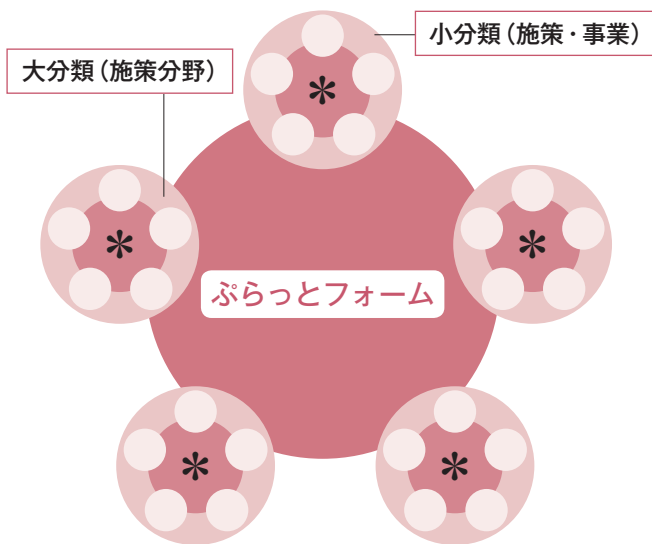
まちの将来像の実現に向けて、暮らしやすさの視点に立った、青梅らしさを醸し出すまちづくりを戦略的に進めるために、多様な主体が参画・連携・協働し、あらゆる分野の枠を超えて施策や事業が連動することで相乗的に効果を発揮する施策連動型のしくみ(ぶらっとフォーム)を展開します。

施策連動型のしくみ(ぶらっとフォーム)は、高度化・多様化するまちづくりの課題に対して、関連する分野や施策が横断的に関わり合い、有機的に連動し合うことによりイノベーションを起こし、新たな価値を生み出すことや相乗的に効果を発揮させることで、より良いまちづくりを進めていこうとするものです。

「ぶらっとフォーム」は、基礎や土台となるものを意味するプラットフォーム(platform)に由来します。基本構想から導き出すみんなで取り組む主要なテーマをぶらっとフォームとし、多様な主体の参画によるまちづくりを推進します。

構成については、主要テーマにもとづくぶらっとフォームで、関わりが深い、さらには、今後新たな施策展開が期待できる分野を捉えた大分類を設定します。その中を小分類として具体的な施策や事業を、行政だけではなくこのぶらっとフォームに参画する多様な主体がそれぞれの特性を生かし、協議をしていながら連携して取り組んでいきます。

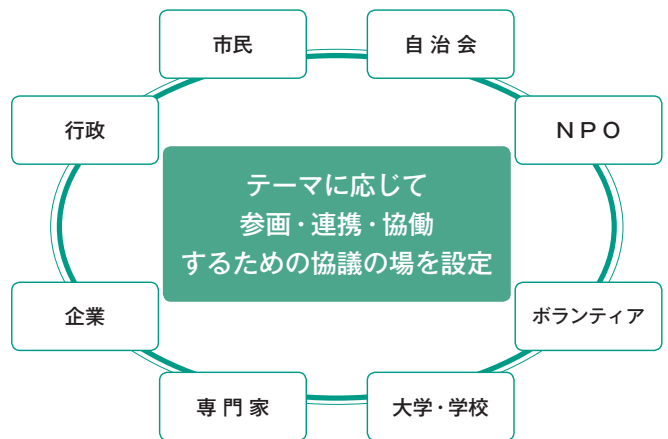
このぶらっとフォームで、様々な施策や事業が連動し合う姿を「梅の花」に例えて、積極的に多彩な事業に取り組んでいくことで多くの花を咲かせ、実を結んでいこうという将来に向けての意思を表します。



■施策連動型のしくみの協議の場

主要テーマに応じて、市民、自治会、NPO、ボランティア、企業、専門家など多様な主体が参画・連携・協働し、それぞれの特性を最大限に生かしながら創意工夫による重層的かつ効果的な施策展開を図り、テーマの趣旨に即した課題の解決に向けて取組を進めます。

施策連動型のしくみ(ぶらっとフォーム)の推進体制例



■ぶらっとフォームで取り組む主要テーマ

まちの将来像の実現に向け、基本計画においてぶらっとフォームで取り組む主要テーマを掲げます。主要テーマにもとづく分野や施策の設定については、社会情勢や経済動向などを踏まえ、協議の場づくりや取組手法などと合わせて実施計画において具体化を図ります。

安心して暮らせる青梅

子育て世代が住みたい青梅

生きる力がみなぎる青梅

みんなが誇れる青梅

何度も訪れたくなる青梅

第6次青梅市総合長期計画 概要版

- 発行者／青梅市
〒198-8701
東京都青梅市東青梅1-11-1
TEL:0428-22-1111(代表)
- 発行日／平成25(2013)年3月